

意見内容等について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	通達（案）の修正
1	2（1）再任用の条件 ウ 士 （制定通達 の 1（3））	31歳以上34歳未満の者を採用する条件として、初級特技の保有に加え、付加特技の保有または除隊後特別な資格または技術を取得した者で任命権者が必要とする場合としているが、31歳以上の者であっても30歳以下の者と能力に大きな違いはないと考えることから、30歳以下と同等の条件とすべき。	自衛官候補生及び一般曹候補生の採用は18歳以上27歳未満であり、士については20歳代を中心とした年齢層を構成するようにしています。今回、元自衛官の再任用に関する訓令の改正により34歳未満の者まで再び採用することとなりましたが、部隊の精強性を維持する観点から、特に31歳以上34歳未満の者は、付加特技を有していた者や自衛隊退職後に特別の資格及び技術を取得した者に限ることにより、継続して勤務している士と比較してそれ以上の能力が発揮できる者を再び採用することを念頭に本条件を設定したものであり、引き続き本条件を設定します。 なお、特別の資格及び技術については、志願票の自衛隊退職後の勤務歴等及び資格免許の欄に記載いただければ、選考の際にその有用性を総合的に考慮し判断させていただきます。	なし。
2	2（3）再任用自衛官の選考（全般） （制定通達 の 5（2））	予備自衛官等である者は、訓練召集時の勤務成績より、現職時の勤務成績の方が志願者の能力を適確に示すものであると考える為、採用時の選考の際は現職時の勤務成績を重視して選考を実施すべき。	予備自衛官又は即応予備自衛官の者は、退職後も引き続き陸上自衛隊において戦力発揮する要員であり、訓練召集時の勤務成績は各人の能力を示すものです。予備自衛官又は即応予備自衛官の者が志願した場合、現職時及び当該期間の勤務成績の双方を総合的に考慮し判断することが適切であると考えます。選考の基準は、この考えを基に設定いたします。	なし。

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	通達（案）の修正
3	2（3）再 任用自衛 官の選考 （全般） （制定通 達 の 5 （2））	第1次選考の書類選考について、志願者が離職から相当期間を経過している場合、現職時の勤務評価等のみで判断する事が難しいと思われるため、第1次選考の通過基準としては現職時の勤務成績等が不適格でなければ通過させ、第2次選考の口述試験で現在の状況を確認（再任用自衛官として相応しい者かを判断）するようにすべき。	頂いた御意見は、選考の基準を設定する際の参考とさせていただきます。	なし。